

文化資源活用事業費補助金（日本博 2.0 を契機とする文化資源コンテンツ創成事業）国庫補助要項

平成31年3月29日
文化庁長官決定
令和2年1月24日改正
令和2年2月26日改正
令和5年1月27日改正
令和6年2月5日改正

1. 趣 旨

この要項は、文化資源活用事業費補助金（日本博 2.0 を契機とする文化資源コンテンツ創成事業）交付要綱（平成31年3月29日決定）に基づき、事業実施に要する経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助対象事業

（1）文化資源活用推進事業

日本博 2.0 を契機として、地方公共団体が主体となり、文化芸術や観光分野の専門人材を軸として地域のアーティスト、住民や芸・産学官との連携協力体制を構築し、地域の文化芸術資源を活用した新しい時代のインバウンド需要に資する文化芸術事業であって、地方への誘客促進、文化観光等による地域経済の活性化を促進するもの。

（2）地域ゆかりの文化資産を活用した展覧会支援事業

日本博 2.0 を契機として、地域ゆかりの文化資産を活用して博物館等が企画・実施する当該地域の歴史・文化・風土等の魅力を発信する展覧会等の事業であって、観光インバウンドの拡充に資するもの。

3. 補助事業者

（1）文化資源活用推進事業

地方公共団体とする。

（2）地域ゆかりの文化資産を活用した展覧会支援事業

地方公共団体、博物館（博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に基づく登録博物館若しくは同法第31条に基づく博物館相当施設、又は文化財保護法（昭和25年法律第214号）第53条第1項但し書きに基づく公開承認施設、その他文化庁長官が認める施設。以下同じ。）、又は地方公共団体若しくは博物館を構成員とする実行委員会等とする。

4. 補助対象経費

（1）文化資源活用推進事業

別表1のとおりとする。

（2）地域ゆかりの文化資産を活用した展覧会支援事業

別表2のとおりとする。

5. 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の2分の1を上限とする。

ただし、地域ゆかりの文化資産を活用した展覧会支援事業については、実施によって観光客の増加及び満足度の向上に高く寄与すると認められる場合において、補助事業者の財政状況、事業の集中投下及び事業の遂行による収入額等を総合的に勘案し、特に必要と認められる場合には、予算の範囲内で補助金の額を調整することができる。

ただし、補助対象経費の3分の2を上限とする。

特に必要と認められる調整の要件は、地域ゆかりの文化資産を活用した展覧会支援事業については、採択件数等も考慮した上で、以下の(1)から(7)とする。

- (1) 観光庁に登録された登録DMO（候補DMOは除く）と協働して実施する取組である場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。
- (2) 皇居三の丸尚蔵館から文化資産の貸与を受け実施する取組である場合には、補助率に10%の加算を行うことができる。
- (3) アイヌ文化や琉球文化振興をはじめとする多文化共生を推進する取組の場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。
- (4) 被災地と協働するなど、被災地復興を推進する取組の場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。
- (5) 当該年度に、他の国際観光旅客税を充当する事業と連携して実施することを計画している事業である場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。
- (6) 補助事業者の財政規模が一定の割合である場合には、次に掲げる補助率の加算を行うことができる。

(ア) 地方公共団体の場合＝財政力指数が0.5以下：10%加算

※ 財政力指数＝地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値

(イ) 民間団体の場合＝事業規模指数が0.1以上：10%加算

※ 事業規模指数＝補助対象となる総事業費／補助事業者の財政規模

※ 当該補助事業者の財政規模

法人の場合＝当該事業を実施する日の属する会計年度の前々年度以前3会計年度の平均収入額

実績がない場合は当該年度の収入見込額

- (7) 「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（令和2年法律第18号）に規定する拠点計画又は地域計画について、主務大臣の認定を受けた又は認定の申請を事業実施年度内に計画している施設において行うものである場合には、下記のとおり補助率の加算を行うことができる。なお、①を適用する場合は、(1)は適用しない。

①拠点計画又は地域計画における文化観光推進事業者と協働して実施する取組である場合：5%加算

別表 1)

| 区分 | 費目 | 内 訳 |
|-------------------|------|---|
| 出演・音楽・文芸費 | 出演費 | 指揮料, 演奏料, ソリスト料, 合唱料, 舞踊家・俳優等出演料, エキストラ料, 助演料等 |
| | 音楽費 | 作曲料, 編曲料, 作詞料, 訳詞料, 音楽制作料, 音楽編集料, コレペティ料, 調律料, 楽器借料, 楽譜借料, 写譜料, 楽譜制作料等 |
| | 文芸費 | 演出料, 監修料, 振付料, 舞台監督料, 音響・照明プラン料, 演出等助手料, 著作権使用料, 舞台美術・衣装等デザイン料, 脚本料, 翻訳料, 字幕制作費, 原稿料, 原作料, 企画制作料等 |
| 舞台・会場・設営費等 | 舞台費 | 大道具費, 小道具費, 衣装費, かつら費, メイク費, 照明費, 音響費, 字幕費, 舞台スタッフ費, 機材借料, 舞台設営費等 |
| | 作品借料 | 作品借料, 作品保険料等 |
| | 上映費 | 上映費, 映写機材借料, 映写技師謝金, 同時通訳関連機器借料等 |
| | 会場費 | 会場使用料 (付帯設備費を含む), 会場設営費, 会場撤去費等 |
| | 運搬費 | 道具運搬費, 楽器運搬費, 作品運搬費等 |
| 人件費・旅費・報償費 | 人件費 | 事務整理等, 会場整理等にかかる給料, 労災保険料等 ※本事業のために臨時に雇用する者のみ対象。 ※給料として支給するものに限る。期末手当等は対象外。 |
| | 旅 費 | 国際航空賃, 国内交通費, 宿泊費, 日当等 |
| | 報償費 | 講師等謝金, 原稿執筆謝金, 会議出席謝金, 指導謝金等 |
| 雑役務費 消耗品費 等 | 雑役務費 | 広告宣伝費, 入場券等販売手数料, 立看板費, 印刷製本費, 借料及び損料, 傷害保険料, 請負費等 |
| | 消耗品費 | 消耗品費 |
| | 通信費 | 通信費, 郵送料 |
| | 会議費 | 会議費 |
| 委託費・補助金 | 委託費 | 委託費 |
| | 補助金 | 補助金, 負担金, 分担金, 交付金 ※事業を実施するのに適した法人等に補助事業の全部又は一部を実施させる場合において、その経費の全部又は一部を補助又は負担する場合に限る。 |

別表2)

| | 対象経費の区分 | 項 | 目 | 目の細分 | 説明 |
|--------|--------------------------|-----|-----------|--|--|
| 主たる事業費 | 地域ゆかりの文化資産を活用した展覧会に必要な経費 | 事業費 | コーディネーター料 | 有期雇用経費 | 外部専門的人材の雇用経費 ※人事に関する規程・規則をもとに設定するなど根拠を示すこと。 |
| | | | 賃金 | 事務員賃金 非常勤事務員賃金 作業員賃金 会場整理等賃金 資料整理等賃金 〇〇賃金 | 期間業務職員として雇用する場合のみ ※人事に関する規程・規則をもとに設定するなど根拠を示すこと。 臨時に雇用する場合のみ " " " " |
| | | | 共済費 | 社会保険料 福利厚生費 傷害保険料 〇〇保険料 | 本事業のために雇用された賃金職員の事業主負担分のみ 同上のうち、健康診断に限る ボランティア保険等 危険作業を伴う等、特に必要な場合に限る |
| | | | 報償費 | 講師等謝金 指導謝金 原稿執筆謝金 翻訳謝金 出演料 〇〇謝金 | 補助事業者(構成員等を含む)は対象外 |
| | | | 旅費 | 普通旅費 特別旅費 外国旅費 外国人招聘旅費 | 職員旅費, 連絡旅費 外部委員等旅費(招へい外国人を含む) 職員の外国旅費 外国人の招聘に要する航空賃等 |
| | | | 使用料及び借料 | 会場等借料 〇〇使用料 〇〇借料 〇〇損料 | 会場, 機材等借料 作品掲載料等 作品借料等 |
| | | | 役務費 | 保管料 通信運搬費 広告宣伝料 作品保険料 〇〇保険料 〇〇手数料 雑役務費 | 輸送保険料, 火災保険料等 振込手数料等 |
| | | | 委託費 | 調査委託費 〇〇委託費 | 展覧会運営, 映像・録音記録等 |
| | | | 請負費 | 〇〇請負費 | 会場設営・撤去等 |
| | | | 備品購入費 | | 機械器具等 |
| | | | 需用費 | 消耗品費 印刷製本費 通信費 郵送料 会議費 その他需用費 | 単価が10万円(税込)以下のものに限る 報告書印刷費, コピー代等 |